

中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要領
(全国食肉輸出入事業協同組合連合会)

	平成 24 年 10 月 1 日	24 農畜機第 2903 号	理事長承認
	平成 24 年 10 月 1 日	24 全輸連融第 1 号	
一部改正	平成 25 年 1 月 21 日	24 農畜機第 4249 号	理事長承認
	平成 25 年 1 月 21 日	24 全輸連融第 24-03 号	
一部改正	平成 25 年 4 月 12 日	25 農畜機第 192 号	理事長承認
	平成 25 年 4 月 12 日	25 全輸連融第 2 号	
一部改正	平成 25 年 10 月 1 日	25 農畜機第 2800 号	理事長承認
	平成 25 年 10 月 1 日	25 全輸連融第 32 号	
一部改正	平成 25 年 11 月 18 日	25 農畜機第 3477 号	理事長承認
	平成 25 年 11 月 18 日	25 全輸連融第 33 号	
一部改正	平成 26 年 4 月 30 日	26 農畜機第 531 号	理事長承認
	平成 26 年 4 月 30 日	26 全輸連融第 1 号	
一部改正	平成 27 年 2 月 18 日	26 農畜機第 4903 号	理事長承認
	平成 27 年 2 月 18 日	26 全輸連融第 34 号	
一部改正	平成 27 年 4 月 7 日	27 農畜機第 108 号	理事長承認
	平成 27 年 4 月 7 日	27 全輸連融第 2 号	
一部改正	平成 27 年 8 月 6 日	27 農畜機第 2205 号	理事長承認
	平成 27 年 8 月 6 日	27 全輸連融第 20 号	
一部改正	平成 28 年 4 月 7 日	28 農畜機第 63 号	理事長承認
	平成 28 年 4 月 7 日	28 全輸連融第 1 号	
一部改正	平成 29 年 4 月 5 日	29 農畜機第 54 号	理事長承認
	平成 29 年 4 月 5 日	29 全輸連融第 1 号	
一部改正	平成 30 年 4 月 10 日	30 農畜機第 179 号	理事承認
	平成 30 年 4 月 10 日	30 全輸連融第 1 号	
一部改正	平成 31 年 4 月 8 日	31 農畜機第 165 号	理事長承認
	平成 31 年 4 月 8 日	31 全輸連融第 1 号	
一部改正	令和 2 年 4 月 9 日	2 農畜機第 143 号	理事長承認
	令和 2 年 4 月 9 日	2 全輸連融第 1 号	
一部改正	令和 3 年 4 月 16 日	3 農畜機第 405 号	理事長承認
	令和 3 年 4 月 15 日	3 全輸連融第 1 号	
一部改正	令和 4 年 4 月 15 日	4 農畜機第 359 号	理事長承認
	令和 4 年 4 月 6 日	4 全輸連融第 1 号	
一部改正	令和 5 年 4 月 17 日	5 農畜機第 383 号	理事長承認
	令和 5 年 4 月 7 日	5 全輸連融第 1 号	
一部改正	令和 6 年 4 月 16 日	6 農畜機第 460 号	理事長承認
	令和 6 年 4 月 8 日	6 全輸連融第 1 号	

中小食肉卸売事業者は、食肉流通の中間に位置し、産地と結びついた恒常的な国産食肉の仕入れを通じて、産地の畜産経営を下支えするとともに、多様な実需者ニーズに応じた安定的な食肉供給により、国民の食生活の向上に大きな役割を果たしているが、家畜の出荷頭数の減少に伴う仕入価格の上昇に加え、消費者の低価格志向の高まりにより経営環境は厳しさを増している。

このような中、中小食肉卸売事業者は経営の改善・継続、食肉卸売事業協同組合が行う共同事業による流通コストの低減や産地との連携による高付加価値商品の開発等の取組が不可欠であるが、昨今の厳しい経営環境では、これらに対処する資金を調達することが困難な状況にある。

このため、全国食肉輸出入事業協同組合連合会（以下「全輸連」という。）は、「中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱」（平成23年4月1日付け農畜機第5077号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受け、食肉卸売事業者（食肉卸売業を営む者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく食肉販売業、食肉処理業若しくは食肉製品製造業のいずれかの営業の許可を都道府県知事から受けたもの又は同法第57条第1項の規定に基づく食肉販売業の営業の届出を都道府県知事にしたもの）のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小食肉卸売事業者」という。）が経営改善等に必要な運転資金等及び中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合等が行う国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発のための資金等を金融機関から借入れる際に債務保証を行う事業を実施するものとし、中小食肉卸売事業者等に対する民間融資の円滑化を図り、もって国産食肉の安定供給と畜産振興に資するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領（以下「要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業の内容

全輸連は、中小食肉卸売事業者、中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「中小食肉卸売事業者等」という。）に対する民間融資の円滑化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 長期資金融資円滑化事業

中小食肉卸売事業者等に対し、経営の改善・継続に必要な食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の仕入れ等に資する運転資金や設備資金の貸付けを円滑に行うため、当該資金の貸付けを行った金融機関に対する債務の保証及び保証債務の代位弁済を行う（以下「債務保証体制の整備」という。）。)

2 中期資金融資円滑化事業

中小食肉卸売事業者を直接又は間接の組合員とする事業協同組合及び協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）に対し、国産食肉（畜肉及び家禽肉に限る。以下同じ。）の低需要部位を原料とした商品開発資金、流通合理化に必要な機器の共同購入資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。

3 短期資金融資円滑化事業

事業協同組合等に対し、国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な資金の貸付けを円滑に行うための債務保証体制の整備。

4 推進指導等

第3の4の（1）の審査委員会の開催、1から3までの取組を円滑に行うための推進指導等。

第2 事業の要件等

1 被保証人の資格

（1）被保証人は、ア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 牛肉、豚肉及び鶏肉の取扱いを主とする中小食肉卸売事業者であって、2の（3）に規定する指定融資機関に対する借入申込前3年以上継続して食肉卸売を業として営んでいる者

イ 事業協同組合等

（2）被保証人は、この事業を実施する場合は、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（被保証人が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、全輪連に提出するものとする。

（3）全輪連は、（2）の被保証人の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 保証する債務の範囲

保証の対象となる資金（以下「対象資金」という。）は、被保証人が（3）に規定する借入相手先として全輪連に申請したもののうち、全輪連が対象資金の融資機関として指定したもの（以下「指定融資機関」という。）から借り入れた次に掲げる資金（ただし、全輪連が自ら借入れた資金を除く。）とする。ただし、借換えについては、（1）のエの全ての条件を満たした場合に限るものとする。また、保証する債務の範囲は、被保証人の指定融資機関に対する債務（その保証に係る借入の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高）に100分の80以内を乗じて得た額に限るものとする。

（1）対象資金

ア 長期資金融資円滑化事業

（ア）運転資金

（a）食肉の買入れ及び保管に必要な経費又は食肉の共同買入れ及び保管に必要な経費

- (b) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の賃貸料、器具及び消耗品等の購入費、光熱水道等の経費
- (c) 雇用労賃、雇用保険料
- (d) その他食肉卸売業の経営の改善又は継続に必要な経費
- (イ) 設備資金
 - (a) 食肉卸売の営業に要する施設又は設備の購入費
 - (b) その他食肉卸売業に要する施設・設備の整備に必要な経費
- イ 中期資金融資円滑化事業
 - (ア) 国産食肉の低需要部位を原料とした商品開発に必要な経費
 - (イ) 国産食肉の流通合理化に必要な機器の共同購入費
- ウ 短期資金融資円滑化事業
 - 国産食肉の共同仕入れ・配送に必要な経費
- エ 借換えに係る条件
 - (ア) 借換えの対象となる既借入金は、本事業で保証された資金であって、その主な用途が、アの(ア)の(a)であることを指定融資機関が確認していること
 - (イ) 借入れの対象となる資金は、その用途が、(ア)を満たす既借入金の返済及びアの(ア)の(a)であること
 - (ウ) 被保証人は、アの(ア)の(a)の対象資金の借入れのための食肉の販路開拓又は拡大を図る計画を有するとともに、直近4カ月間の食肉の仕入額が既借入金の残額と同額以上であること

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成24年10月1日から令和7年3月31日までの間とする。

(3) 指定融資機関

対象資金の融資機関は、次に掲げる金融機関のうち、全輪連が指定したもの（以下「指定融資機関」という。）とし、全輪連は、指定融資機関を定めた場合は、融資機関名を理事長に報告するものとする。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農林中央金庫
- エ 商工組合中央金庫
- オ 銀行
- カ 信用金庫
- キ 信用協同組合

(4) 償還期限及び償還方法

償還期間及び償還方法は、指定融資機関が定めるものとする。

(5) 一被保証人当たりの融資限度額及び貸付利率

一被保証人当たりの融資限度額及び貸付利率は、指定融資機関の定めるところによるものとする。

3 債務保証の内容

(1) 一被保証人に対する保証債務の限度額

一被保証人当たりの保証債務の限度額は、別表のとおりとする（2の被保証人の指定融資機関に対する債務に限る）。

(2) 保証債務の総限度額

全輪連は、あらかじめ理事長が定める額を保証債務残高の上限として債務の保証を行うことができる。

(3) 債務保証期間

債務保証期間は別表のとおりとする。

(4) 担保及び連帯保証人

全輪連は、当該被保証人に対して将来有することがある求償権を保全するための担保は徴求しないものとする。ただし、被保証人が法人の場合にあっては、原則として当該法人の代表者1名を連帯保証人として徴求するものとする。

(5) 遅延損害金

遅延損害金の算定に用いる利率は、被保証債務の貸付利率と同率とし、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。ただし、分割弁済における分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、各分割弁済期日の翌日から起算して120日を超えない期間をその対象とするとともに、当該最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間をその対象とする。

(6) 保証料

全輪連は、被保証人から保証料を徴収しないものとする。

(7) 免責事項

全輪連は、指定融資機関が第3の4の(3)の債務保証書（保証条件の変更があった場合は保証条件変更書）、第3の5の約定書に違反したときは、当該保証に係る債務の履行の責を免れるものとする。

4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

借入希望者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、経営計画提出時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「食品関連事業者向け」又は「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを、指定融資期間を通じて全輪連に提出するものとする。

第3 事業の実施

1 融資の申込等

(1) 対象資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を記載した別紙様式第1号の中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業借入申込書兼経営計画書（以

下「経営計画書」という。)を作成し、指定融資機関に提出するものとする。

ただし、借入希望額が1千万円以下の場合であって、当該借入希望額と本事業による債務保証の対象となった当該借入希望者の既借入額との合計額が3千万円を超えない時は、当該借入に係る指定融資機関が当該借入希望者に対して提出を求める書類であって、借入希望者の概要、借入希望内容、財務概要等（食肉卸売業に関する経営収支計画を含む。）を把握できるものがある場合には、当該書類の写しの提出をもって経営計画書に代えることができる。

これらを変更するときも同様とする。

- (2) 指定融資機関は、(1)により経営計画書又はこれに代わる書類（以下「経営計画書等」という。）が提出されたときは、借入希望者が第2の1に規定する被保証人であること及び借入金の使途が第2の2の(1)に規定する対象資金であることを確認するとともに、経営計画書等の内容を審査の上、妥当である場合には、承認するものとする。経営計画書等を変更する場合も同様とする。
- (3) 指定融資機関は、経営計画書等を承認した場合には、全輪連代表理事に対して、別紙様式第3号の債務保証申込書兼意見書を作成し、借入希望者から提出された経営計画書等とともに速やかに報告するものとする。
- (4) 指定融資機関は、4の(3)の交付を受けた後、当該借入希望者に対して、対象資金の貸付けを行うものとする。

2 経営計画書の承認の取消

- (1) 指定融資機関は、次に掲げる場合には、1の(2)の承認を取り消すものとする。
 - ア 経営計画書等の承認の取消しの申請があった場合
 - イ 変更した経営計画書等に記載されている経営収支計画の達成が困難となったと認められる場合
 - ウ 変更した経営計画書等に不実記載が認められる場合
- (2) 指定融資機関は、承認の取消しを行った場合には、速やかにその旨を被保証人及び全輪連に通知するものとする。
- (3) 全輪連は、(1)により1の(2)の承認が取り消された場合及び被保証人が経営を中止した場合には、これ以降、指定融資機関に対し、当該被保証人への貸付けに係る保証を行わないものとする。

3 債務保証の申込

- (1) 全輪連に保証を委託しようとする者は、指定融資機関に対して借入れの申込みを行う際に、別紙様式第2号の債務保証委託申込書を指定融資機関に提出するものとする。
- (2) 指定融資機関は提出された債務保証委託申込書に、指定融資機関の意見を付して、別紙様式第3号の債務保証申込書兼意見書を全輪連に提出するものとする。

4 債務保証の承諾

- (1) 全輪連は、金融や食肉卸売経営の専門家、学識経験者等で構成する保証引受審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとし、その設置に当たっては、審査委員会の目的、構成、運営等を定めた設置要領を作成するものとする。

また、審査委員会は、全輪連の役員が代表を務める法人等への債務保証の実施に当た

っては、特に慎重に審査を行うものとする。

(2) 審査委員会は、指定融資機関から報告のあった書類の提出を受けるとともに、必要に応じて審査委員会当日は経営計画等を承認した指定融資機関に出席を求め、1の(3)で報告された経営計画書等に記載された借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び債務保証の予定額、被保証人、被保証人の役員、主要株主及び連帯保証人等が反社会的勢力ではないことの確約書及び食肉の仕入れ販売に係る反復かつ継続性等に基づき、審査委員会の行う借入希望者の財務状況、成長性・安定性等の審査を踏まえて債務保証の実施の可否を判断するものとする。

(3) 全輪連は、債務保証を承諾するときは、被保証人に対し別紙様式第4号の債務保証承諾書を、指定融資機関に対し別紙様式第5号の債務保証書を交付するものとする。

(4) 全輪連は、債務保証を承諾できない若しくは審査委員会で債務保証の実施を否決されたときは、被保証人及び指定融資機関に対しその旨を通知するものとする。

5 契約書及び約定書の締結

全輪連は、借入に係る保証債務に関して、被保証人及び連帯保証人との間で別に定める債務保証契約書を、指定融資機関との間で別に定める約定書を締結するものとする。

6 貸付実行報告

指定融資機関は、全輪連の保証に係る貸付けを実行したときは、速やかに別紙様式第6号の貸付実行報告書を全輪連代表理事に提出するものとする。

7 対象資金の使途報告

(1) 被保証人は、対象資金を借り入れた日から4カ月以内に指定融資機関に対し、当該資金の使途を報告するものとする。

(2) 指定融資機関は、当該資金が第2の2の(1)の対象資金の使途に支出されたことを証拠書類で確認するとともに、遅滞なく別紙様式第7号の資金使途確認状況報告書を全輪連代表理事に提出するものとする。また、資金に不用額(証拠書類により資金の使途が確認できない額を含む。)がある場合は、被保証人に対し繰上償還による債務保証条件の変更等適切な措置を講じるものとする。

8 返済状況等の報告

指定融資機関は、毎年4月1日から翌年3月31日までの全輪連の保証債務に係る貸付けの返済又は回収状況及び被保証人の経営状況を4月10日までに別紙様式第8号の返済(回収)状況報告書により報告するものとする。貸付けを完済したときもまた、速やかに同様式をもって報告するものとする。

9 延滞報告書の提出

指定融資機関は、全輪連の保証債務に係る貸付けの償還が約定期日に行われなかったときは、速やかに別紙様式第9号の延滞報告書を全輪連代表理事へ提出するものとする。

10 保証条件の変更

(1) 被保証人は、全輪連の保証債務に係る貸付けの条件を変更しようとする場合において、引き続き保証を受けようとするときは、指定融資機関を経由し、別紙様式第10号の保証条件変更申請書を全輪連代表理事に提出するものとする。

(2) 指定融資機関は、(1)で提出された保証条件変更申請書とともに、調査意見書を添付

した別紙様式第 11 号の保証条件変更申込書を全輸連代表理事へ提出するものとする。

(3) 全輸連は、保証条件の変更を承諾するときは、当該被保証人に対し別紙様式第 12 号の保証条件変更承諾書を、当該指定融資機関に対し別紙様式第 13 号の保証条件変更書を交付するものとする。

(4) 全輸連は、保証条件の変更を承諾しないときは、当該被保証人及び当該指定融資機関に対しその旨を通知するものとする。

11 被保証人の通知義務

被保証人は、次に掲げる事由が生じたときは、全輸連に対し遅滞なくその旨を報告するものとする。

(1) 期限の利益を失い、指定融資機関から債務の履行請求を受けた場合

(2) 指定融資機関と当該被保証人との間に債務の更改、相殺、免除、混同及び時効等当該債務に影響を及ぼす事由が生じた場合

12 保証債務の履行

(1) 指定融資機関は、被保証人が保証に係る債務の弁済期日又は期限の利益を失った日から起算して 60 日経過してなおその債務の全部又はその一部を履行しない場合において、全輸連に対し、別紙様式第 14 号の代位弁済請求書を提出することができるものとする。

(2) 全輸連は、指定融資機関から (1) の代位弁済請求があったときは、当該指定融資機関に対し、保証債務を履行するものとする。

(3) (2) の履行は、次に掲げる事項に該当する場合には行わないものとする。ただし、イ又はエに該当することについて、指定融資機関の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

ア 第 2 の 1 に定める被保証人及び第 2 の 2 の (1) に定める対象資金の要件を満たしているとは認められない場合

イ 1 に定める指定融資機関の承認を受けた経営計画等において不実の記載が認められる場合

ウ 対象資金の償還が困難であると認められない場合

エ この要領及び要綱等の規定に違反することが認められる場合

(4) (1) の保証債務の履行請求は、最終弁済期日の翌日から起算して 1 年を経過した日以降においては、これを行うことはできないものとする。

13 求償権の行使方法

全輸連は、保証債務を履行したときは、速やかに被保証人に対してその履行により取得した求償権に基づく債務を、連帯保証人に対しては求償権に係る保証債務を履行させるものとする。

14 求償権の行使

全輸連は、12 の (2) により取得した求償権の行使を第三者に委託することができるものとする。

15 保証債務の履行に係る違約金

全輸連は、12 の (2) に基づき保証債務を履行したときは、その履行した金額について履行の日から回収の日までの期間につき年 14% の割合で計算した違約金を被保証人から

徴求するものとする。

16 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 24 年度から令和 13 年度までとする。

第 4 事業の推進指導等

- 1 全輸連は、事業実施期間中において必要と認める場合には、被保証人について財務状況、成長性・安定性等の調査を行い、当該被保証人の経営の健全性や返済能力を把握するものとする。
- 2 指定融資機関は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、被保証人が、食肉を反復かつ継続して卸売りをしていることを帳簿又は書類（国産牛肉の場合は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 17 条による帳簿を含む）の確認や必要に応じて現品の確認などの実態把握を行うとともに、被保証人に対して本融資制度の趣旨、内容等の周知徹底を図り、被保証人が食肉卸売事業に係る経営実態や資金使途を十分に把握するための指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第 5 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 全輸連は、この事業に係る経理について、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
- (2) 指定融資機関は、この事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、指定融資機関に対する債務の保証がすべて完了した最終年度の翌年度から起算し、5 年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1 に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

全輸連代表理事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況等について必要に応じ、被保証人及び指定融資機関に対して調査し又は報告を求めることができるものとする。

第 6 秘密の保持

全輸連及び審査委員会の委員は、本事業により知り得た情報を本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

第 7 その他

全輸連代表理事は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則 平成 24 年 10 月 1 日付け 24 農畜機第 2903 号理事長承認

平成 24 年 10 月 1 日 24 全輸連融第 1 号

この要領は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則 平成 25 年 1 月 21 日付け 24 農畜機第 4249 号理事長承認

平成 25 年 1 月 21 日 24 全輸連融第 24-03 号

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 1 月 21 日から適用する。

附 則 平成 25 年 4 月 12 日付け 25 農畜機第 192 号理事長承認

平成 25 年 4 月 9 日 25 全輸連融第 2 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 25 年 10 月 1 日付け 25 農畜機第 2800 号理事長承認

平成 25 年 10 月 1 日 25 全輸連融第 32 号

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 平成 25 年 11 月 18 日付け 25 農畜機第 3477 号理事長承認

平成 25 年 11 月 18 日 25 全輸連融第 33 号

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 平成 26 年 4 月 30 日付け 26 農畜機第 531 号理事長承認

平成 26 年 4 月 30 日 26 全輸連融第 1 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 27 年 2 月 18 日付け 26 農畜機第 4903 号理事長承認

平成 27 年 2 月 18 日 26 全輸連融第 34 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 26 年 12 月 26 日から適用する。

附 則 平成 27 年 4 月 2 日付け 27 農畜機第 108 号理事長承認

平成 27 年 4 月 2 日 27 全輸連融第 2 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 27 年 8 月 6 日付け 27 農畜機第 2205 号理事長承認

平成 27 年 8 月 6 日 27 全輸連融第 20 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 27 年 8 月 6 日から適用する。

附 則 平成 28 年 4 月 7 日付け 28 農畜機第 63 号理事長承認

平成 28 年 4 月 7 日 28 全輸連融第 1 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 29 年 4 月 5 日付け 29 農畜機第 54 号理事長承認

平成 29 年 4 月 5 日 29 全輸連融第 1 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 30 年 4 月 10 日付け 30 農畜機第 179 号理事長承認

平成 30 年 4 月 10 日 30 全輸連融第 1 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 平成 31 年 4 月 8 日付け 31 農畜機第 165 号理事長承認

平成 31 年 4 月 8 日 31 全輸連融第 1 号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 令和2年4月9日付け 2 農畜機第143号理事長承認

令和2年4月9日 2 全輸連融第1号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 令和3年4月16日付け 3 農畜機第405号理事長承認

令和3年4月15日 3 全輸連融第1号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 令和4年4月15日付け 4 農畜機第359号理事長承認

令和4年4月6日 4 全輸連融第1号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 令和5年4月17日付け 5 農畜機第383号理事長承認

令和5年4月7日 5 全輸連融第1号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 令和6年4月16日付け 6 農畜機第460号理事長承認

令和6年4月8日 6 全輸連融第1号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

令和5年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

事業の種類	債務保証期間	一被保証人に対する保証債務の限度額
1 長期資金融資円滑化事業	全輸連と指定融資機関との間で債務保証契約が成立した日から7年以内	おおむね3億2千万円
2 中期資金融資円滑化事業	全輸連と指定融資機関との間で債務保証契約が成立した日から5年以内	おおむね3億2千万円
3 短期資金融資円滑化事業	全輸連と指定融資機関との間で債務保証契約が成立した日から1年以内	おおむね3億2千万円